

黒石市外国語指導助手任用規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年5月27日

黒石市教育委員会教育長 山内孝行

黒石市教育委員会規則第5号

黒石市外国語指導助手任用規則の一部を改正する規則

目次中「懲戒」を「懲戒等」に改める。

第15条第1項中第15号を第20号とし、同号の前に次の1号を加える。

(19) 外国語指導助手が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年の6月から10月までの期間内における週休日、黒石市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年黒石市条例第19号）第8条の4第1項の規定により割り振られた勤務時間の全部について時間外勤務代休時間が指定された勤務日等、休日及び代休日を除いて原則として連続する3日の範囲内の期間

第15条第1項中第14号を第18号とし、第13号を第17号とし、同号の前に次の1号を加える。

(16) 外国語指導助手が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ない場合 必要と認められる期間

第15条第1項第12号中「一の」を「一つの」に改め、同号を同項第15号とし、同項第11号中「以降」を「以後」に改め、「通算して」の前に「当該要介護者ごとに、3回を超えず、かつ、」を加え、同号を同項第14号とし、同項第10号中「も

の」を「者」に、「をするため勤務しないことが」を「、要介護者の通院等の付添い、介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行その他の要介護者の必要な世話をを行うために勤務しないことが相当であると」に、「一の年度」を「第5条第1項の任期中」に改め、同号を同項第13号とし、同項中第9号を第12号とし、第8号を第11号とし、同項第7号中「女子の」を削り、「生後1年」を「生後1年6月」に改め、「期間」の次に「(男子の外国語指導助手にあっては、その子の当該外国語指導助手以外の親がこの号の休暇(これに相当する休暇を含む。)を承認され、又は労働基準法(昭和22年法律第49号)第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認又は当該請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間)」を加え、同号を同項第10号とし、同号の前に次の2号を加える。

(8) 外国語指導助手が妻(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次号において同じ。)の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合 妻の出産のための入院等の日から当該出産の日後2週間を経過する日までの期間内における2日の範囲内の期間

(9) 外国語指導助手の妻が出産する場合であってその出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日以後1年を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子(妻の子を含む。)を養育する外国語指導助手が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められる場合 当該期間内における5日の範囲内の期間

第15条第1項第6号中「までの日」を「日までの期間」に改め、同号を同項第7号とし、同項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 外国語指導助手が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合 任期中において5日(当該通院等が体外受精又は顕微授精に係るものである場合にあっては、10日)の範囲内の期間

第15条第2項中「前項第1号から第4号まで及び第15号」を「前項第1号から第9号まで及び第17号から第20号まで」に、「同項第5号から第14号」を「同項第10号から第16号」に改める。

第15条の次に次の2条を加える。

(育児休業)

第15条の2 養育する子が1歳6か月に達する日(当該子の養育の事情を考慮して

特に必要と認められる場合として黒石市職員の育児休業等に関する条例（平成4年黒石市条例第6号。以下「育児休業条例」という。）第2条の4に規定する場合に該当するときは、2歳に達する日）までに、その任期（再度任用される場合にあっては、再度任用後のもの）が満了すること及び引き続き任用されないことが明らかでない外国語指導助手は、教育委員会の承認を受けて、当該子を養育するため、養育の事情に応じ、1歳に達する日から1歳6か月に達する日（当該子の養育の事情を考慮して特に必要と認められる場合として育児休業条例で定める場合に該当するときは、2歳に達する日）までの間で、育児休業条例に定める日まで、育児休業をすることができる。ただし、当該子について、既に2回の育児休業（次に掲げる育児休業を除く。）をしたことがあるときは、育児休業条例で定める特別の事情がある場合を除き、この限りでない。

(1) 子の出生の日から8週間を経過する日までの期間内に、外国語指導助手が当該子についてする育児休業（次号に掲げる育児休業を除く。）のうち最初のもの及び2回目もの

(2) 外国語指導助手が任期の末日を育児休業の期間の末日としてする育児休業（当該外国語指導助手が、任期を更新され、又は任期の満了後引き続いて任命権者が教育委員会である職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をする場合に限る。）

2 育児休業期間中は、無給とする。

（部分休業）

第15条の3 外国人指導助手が請求した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、育児休業条例の定めるところにより、当該外国語指導助手が3歳に達するまでの子を養育するため、1日につき、外国語指導助手について定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内（第15条第1項第10号における保育時間又は同項第15号における介護時間の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から保育時間又は介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内）で、勤務時間の一部について部分休業をすることができる。

2 部分休業は、外国語指導助手について定められた勤務時間の始め又は終わりにおいて、30分を単位として取得できるものとする。

3 部分休業により勤務しない1時間につき、第8条に規定する勤務1時間当たりの

報酬額を減額して支給する。

第16条第1項中「前条第1項第1号から第4号まで及び第9号から第14号」を「第15条第1項第1号から第5号まで及び第8号から第19号」に、「同項第15号」を「同項第20号」に改め、同条第2項中「前条第1項第5号から第8号まで」を「第15条第1項第6号及び第7号」に改める。

「第7章 懲戒」を「第7章 懲戒等」に改める。

第28条第2項第1号中「第15条第1項第5号及び第6号」を「第15条第1項第6号及び第7号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。